

## 令和2年度 成績評価に対する不服申立制度について(通知)

1. 授業科目(法学部専門科目)について「不合格」の評価を受けた学生は、別に定める期限内に、所定の書式に所定の事項を記載して、法学部教務係を通じ、授業担当教員に対して成績評価について不服を申し立てることができます。
2. 授業担当教員からは、別に定める期間内に、口頭その他の方法で、その成績評価について説明がなされます。
3. 2. の説明を受けた学生は、なおその説明に不服があるときには、説明がなされた後3日以内に、法学部教務係を通じて、再審査の申立てをすることができます。
4. 再審査の申立てがなされた場合には、教授会において、その申立てに関する審査が行われます。
5. 再審査を申し立てた学生には、法学部教務係を通じて、最終的な成績評価のお知らせがあります。

\* 1. に定める期限は、

前期授業科目      令和2年 8月17日(月)～ 8月18日(火)

連続講義科目      令和2年10月12日(月)～10月13日(火)

後期授業科目      令和3年 2月10日(水)～ 2月12日(金)      とします。

\* 2. に定める期間は、

前期授業科目      令和2年 8月20日(木)

連続講義科目      令和2年10月28日(水)

後期授業科目      令和3年 2月18日(木)      までとします。

\* 1. に定める不服の申立て、及び3. に定める再審査の申立ては、所定の申請用紙に必要事項を記載し、法学部教務係に提出することによって行います。